

**甲佐町起業等応援施設公共施設等運営権者及び指定管理者並びに産業立地・人材養成等業務公募型プロポーザル実施要領**

**甲佐町**

**地域振興課**

## 1. 目的

甲佐町起業等応援施設管理運営業務（公共施設等運営権者及び指定管理者に係る業務）及び産業立地・人材養成等業務にあたっては、民間の高度な専門的知識やノウハウを活用した優れた提案を得るために、公募型プロポーザル方式により実施業者を選定することを目的とする。

## 2. 業務委託内容

（１）業 務 名 甲佐町起業等応援施設管理運営業務（公共施設等運営権者及び指定管理者に係る業務）及び産業立地・人材養成等業務

※甲佐町起業等応援施設管理運営業務（公共施設等運営権者及び指定管理者に係る業務）を「第１業務」、産業立地・人材養成等業務を「第２業務」という。

（２）業 務 内 容 別紙「甲佐町起業等応援施設管理運営業務（公共施設等運営権者及び指定管理者に係る業務）及び産業立地・人材養成等業務仕様書」のとおり

（３）履 行 期 限 契約締結日から令和 12（2035 年）年 3 月 31 日まで

（４）発 注 者 甲佐町長 甲斐 高士

（５）提 案 上 限 額 金 32,500 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

各年度の予定価格は次のとおりである。なお、賃金又は物価の変動に基づく予算額の変更は行わない。

（各年度上限額）

令和 7 年度 金 6,500 千円

（第 1 業務 金 0 千円、第 2 業務 金 6,500 千円）

令和 8 年度 金 6,500 千円

（第 1 業務 金 0 千円、第 2 業務 金 6,500 千円）

令和 9 年度 金 6,500 千円

（第 1 業務 金 0 千円、第 2 業務 金 6,500 千円）

令和 10 年度 金 6,500 千円

（第 1 業務 金 0 千円、第 2 業務 金 6,500 千円）

令和 11 年度 金 6,500 千円

（第 1 業務 金 0 千円、第 2 業務 金 6,500 千円）

（６）契約保証金 契約締結時に契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。

## 3. 実施事業者選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式

## 4. 参加資格要件

次の（１）～（１２）のいずれにも該当しない者かつ（１３）及び（１４）に該当する者とする。なお、資格要件の確認基準日は、参加申請受付日とし、基本協定の締結までの期間

に応募者（役割ごとの資格要件については構成企業のみ）が資格要件を欠くような事態が生じた場合には、基本協定の締結はできないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 国、地方公共団体又は甲佐町指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 5 年甲佐町告示第 21 号）第 2 条又は第 3 条の規定による指名停止措置を受けている者
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止を受けている者
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る破産の申立てを含む。）がなされている者
- (5) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不能となっている者、又は、第三者の債権保全の請求が常態となっている者
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者
- (8) 会社法（第 17 年法律第 86 号）第 514 条に基づく特別清算開始命令がなされている者
- (9) 国税、県税、市町村税等を滞納していないこと。（※1）
  - ※1 消費税及び地方消費税、所得税、事業税、自動車税及び住民税（県民税、市町村民税等（※2））
  - ※2 町内在住の方については、町税、使用料その他本町及び甲佐町水道事業に対する料金の滞納がないこと。また、町税以外の債務の履行状況について調査されることについて同意いただく必要があります。
- (10) 過去において、以下の行為を一度でも行ったことがある者
  - A 本町との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした。
  - B 本町が執行した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた、又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正な利益を得るために連合した。
  - C 本町と事業者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた。
  - D 本町の監督又は検査（地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定によるもの）の実施に当たり職員の執行を妨げた。
  - E 本町との契約において正当な事由がなく契約を履行しなかった。
- (11) 次に規定する暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は法人の代表者又は役員が暴力団員（法

律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)である

A 甲佐町暴力団排除条例(平成23年甲佐町条例第7号)第2条第2号から第5号までに該当する者

B 熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)に違反している事実がある者

(12) 法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力

(13) 甲佐町との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(14) 共同体による参加も可能とするが、この場合は特定目的会社(SPC)を事業契約時まで設立することを条件とする。

## 6. 企画提案書等の作成要領

企画提案書等は以下の様式を利用して作成するものとし、正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付する等、過大なものとならないように留意すること。

また、共同体として参加する場合は、各共同者においても(2)(4)をそれぞれ提出すること。

(1) 企画提案書等提出届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式1

(2) 会社概要等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式2

※会社概要がわかるパンフレット及び下記書類を提出すること。

|                                           |                                                                                                                      |
|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 決算書の写し                                    | 直近3期分<br>※会社創業から間もない場合で、3期分の決算書を作成していない場合は、2期分または1期分の決算書の写しを提出すること                                                   |
| 最新の納税証明書(その3)または国税の未納がない証明(原本)            | 【法人】<br>法人税、消費税及び地方消費税納税証明書(様式その3の3)<br>【代表者】<br>申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税(様式その3の2)<br>※税務署に交付請求手続き<br>※共同事業体の場合は全構成員分 |
| 最新の納税証明書(28号様式その6証明書)または都道府県税の未納がない証明(原本) | 【法人】<br>法人事業税、法人県民税、自動車税等の滞納のない証明書<br>【代表者】<br>県税(自動車税等)の滞納のない証明書<br>※各広域本部、各地域振興局又は県税事務所に交付請求手続き<br>※共同事業体の場合は全構成員分 |

|                            |                                                                                                              |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市町村税の滞納がない<br>証明書（原本）      | 【法人】法人税、固定資産税、軽自動車税等の<br>市町村税<br>【代表者】市町村民税、固定資産税、軽自動車<br>税等の市町村税<br>※所在市町村の税務課等にて交付請求手続き<br>※共同事業体の場合は全構成員分 |
| 定款                         | 定款がない場合は、規約、その他これに類する<br>書類                                                                                  |
| 法人登記簿謄本<br>（履歴事項全部証明書）（原本） | 参加申込日前3か月以内のもの<br>※共同事業体の場合は全構成員分<br>※法人以外の団体は、当該団体の目的、組織、<br>運営等を明らかにした会則、規約など                              |
| 印鑑証明書（原本）                  | 参加申込日前3か月以内のもの<br>※共同事業体の場合は全構成員分                                                                            |
| 経理状況調書                     | 直近3年分のもの<br>※会社創業から間もない場合で、3年分の調書<br>を作成していない場合は、2年分または1年分<br>の調書を提出すること                                     |
| 貸借対照表                      | 書類がない場合は、準じたものを提出                                                                                            |
| 損益計算書                      | 書類がない場合は、準じたものを提出                                                                                            |
| 利益金処分計算書                   | 書類がない場合は、準じたものを提出                                                                                            |
| 労働保険料に関する納付証明書             | 都道府県労働局等が発行するもの<br>従業員を雇用していない場合は不要                                                                          |

（３）事業計画書兼企画提案書 . . . . . 任意

※「15. 審査項目」に沿った提案書を作成し、「第１業務」「第２業務(1)」「第２  
業務(2)」の項目ごとに作成すること。

（４）業務に関する実績 . . . . . 様式 3

（５）総括担当者の実績等 . . . . . 様式 4

（６）主要担当者の実績等 . . . . . 様式 5

（７）本業務の実施体制 . . . . . 様式 6

（８）収支予算書 . . . . . 任意

（９）提案価格 . . . . . 様式 7

（１０）質問用紙 . . . . . 様式 8

（１１）参加表明書 . . . . . 様式 9

（１２）参加辞退届 . . . . . 様式 10

（１３）役員名簿 . . . . . 様式 11

（１４）誓約書 . . . . . 様式 12

## 7. 企画提案書の提出期限等

- (1) 提出期限 令和7年2月26日(水) 17時00分まで
- (2) 提出先 〒861-4696  
熊本県上益城郡甲佐町大字豊内719番地4  
甲佐町役場 地域振興課 地域振興係 甲斐  
電話：096-234-1154(直通)  
FAX：096-234-3964(代表)
- (3) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は期限までに必着)
- (4) 提出部数 6部(提案書等については正本1部のみ押印し、残りの副本5部は複写可とする。)  
※納税証明書、印鑑証明書、身分証明書は1部で可。
- (5) その他 提出された提案書は返却しない

## 8. 質問の受付及び回答方法

本業務に関し質問がある場合は、必ず質問用紙(様式8)により提出すること。口頭による質問の受け付けは行わない。

- (1) 提出期限 令和7年1月29日(水) 17時00分まで
- (2) 提出先 〒861-4696  
熊本県上益城郡甲佐町大字豊内719番地4  
甲佐町役場地域振興課 地域振興係 甲斐  
電話：096-234-1154(直通)  
FAX：096-234-3964(代表)  
電子メールアドレス：chiiki01@kosa.kumamoto.jp
- (3) 提出方法 上記メールアドレスにメールにて提出すること。  
※電子メール送信したのち、必ず確認のため電話すること。
- (4) 回答方法 令和7年2月3日(月)までに町公式サイトに掲載する。

## 9. 現地説明会

現地説明会を希望する場合は、現地説明会参加願(様式13)をメールにより提出すること。参加願を提出した場合は、「8. 質問の受付及び回答方法」で示す電話番号へ連絡し確認を行うこと。

- (1) 提出期限 令和7年1月24日(金) 13時00分
- (2) 提出先 8. 同様
- (3) 集合場所 甲佐町役場 地域振興課
- (4) 日 時 令和7年1月29日(水)・30日(木)両日ともに13時から

## 10. 企画提案の選定予定日

- (1) 1次選考 提出書類の内容により上位5社を選考  
日 時：令和7年2月28日(金) 予定  
(1次選考の結果については、電子メールにより通知する。)  
※文書については、後日郵送する。

(2) 2次選考 1次選考の入選者によるプレゼンテーションでの選考

日 時：令和7年3月14日（金）13時00分～

場 所：熊本県上益城郡甲佐町大字豊内719番地4

甲佐町役場2階会議室

※控室は甲佐町役場1階小会議室

ただし、日時及び場所については、参加業者数等により  
変更する場合もあるため、詳細については別途連絡する。

出席者：各社3名以内

発表時間：各社45分程度

（事業者からの説明30分程度、選定委員からの質疑  
15分程度）

### 11. 審査結果の通知

企画提案のプレゼンテーション実施後、各提案者に対して電子メールにて通知するとともに、町公式サイトで公表する。また、結果通知文書は後日郵送する。（候補者以外の法人名は公表しない）。なお、審査結果については意義の申し立ては受け付けない。

### 12. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (4) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行う、又は最終選定終了までに他の提案者に対し応募提案の内容を意図的に開示するなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

### 13. その他留意事項

- (1) 採用されなかった企画提案書は、理由の如何を問わず提出者に返却しないものとする。
- (2) 提出した企画提案書を本町の了解なく公表、使用してはならない。
- (3) 企画提案書の作成・提出やプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 企画提案者は、複数の提案書の提出はできない。
- (5) 提出期限後の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。（軽微なものを除く。）
- (6) 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものであるとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権や特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっている事

業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。

- (8) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、プレゼンテーション開催日前日の正午までに、参加辞退届（様式 10）を地域振興課に持参又は郵送（必着）により申し出ること。

#### 14. 参加表明書の提出期限

- (1) 提出期限 令和7年2月14日（金） 17時00分まで
- (2) 提出書類
- ・参加表明書・・・・・・・・・・・・・・・・（様式9）
  - ・役員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・（様式11）
  - ・誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・（様式12）
- ※共同体で実施する場合は様式11及び様式12については、各共同体において作成すること。
- (3) 提出先 〒861-4696  
 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内719番地4  
 甲佐町役場 地域振興課 地域振興係 甲斐  
 電話：096-234-1154（直通）  
 FAX：096-234-3964（代表）  
 電子メールアドレス：chiiki01@kosa.kumamoto.jp
- (4) 提出方法 上記メールアドレスに電子メールにより提出すること。
- (5) その他 提出された提案書は返却しない

#### 15. 日程（予定）

|                                       |                             |
|---------------------------------------|-----------------------------|
| 令和7年1月20日（月）14時                       | 本要領公開（業務仕様書含む）              |
| 令和7年1月29日（水）17時                       | 質問の受付締め切り                   |
| 令和7年2月 3日（月）（予定）                      | 質問回答                        |
| 令和7年1月29日（水）・30日（木）<br>※両日とも13時から（予定） | 現地説明会                       |
| 令和7年2月14日（金）17時                       | 参加表明書等提出〆                   |
| 令和7年2月26日（水）17時                       | 企画提案書等の提出期限                 |
| 令和7年2月28日（金）（予定）                      | 1次選考審査結果通知<br>（メール）※文書は別途送付 |
| 令和7年3月14日（金）13時～（予定）                  | プレゼンテーション及び<br>選定委員会開催      |

|                  |                              |
|------------------|------------------------------|
| 令和7年3月17日（月）（予定） | 2次選考審査結果通知<br>メール ※文書は別途送付   |
| 令和7年3月下旬（予定）     | 基本協定の締結（※1）                  |
| 令和7年4月中旬（予定）     | 運営権設定、指定管理者指定の<br>議案を臨時議会に上程 |
| 令和7年4月下旬（予定）     | 実施契約締結（※2）                   |
| 令和12年3月末日        | 事業終了（※3）                     |

※1 指定管理者に係る協定締結も同時に行います。

※2 指定管理者に係る実施協定締結も同時に行います。

※3 指定管理者の指定も終了します。

## 16. 審査要領

### （1）審査方法

審査委員（甲佐町起業等応援施設管理運営業務（公共施設等運営権者及び指定管理者に係る業務）及び産業立地・人材養成等業務実施事業者選定委員会委員）が提案書についてそれぞれ審査を行う。審査方法は、表1の審査項目ごとの評価点数の合計点数にて競う「総合評点方式」とする。

(2) 審査項目

| 【別紙】 審査基準 ※第1業務と第2業務の全体に占める割合は4：6とする。    |      |          |          |                                                                                                                                             |      |             |             |  |
|------------------------------------------|------|----------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------|-------------|--|
| 区分                                       | No.  | 業務別      | 様式       | 審査項目                                                                                                                                        | 第1業務 | 第2業務        |             |  |
|                                          |      |          |          |                                                                                                                                             | 施設管理 | (1)<br>産業立地 | (2)<br>人材養成 |  |
| 企画<br>提案力                                | 1    | 共通       | 任意       | 本業務に対する基本的考え方が具体的かつ適切か                                                                                                                      | 5    | 5           | 5           |  |
|                                          | 2    | 第1       | 任意       | 施設の認知度向上や来訪を促すためのプロモーションや情報発信の手法・内容は効果的か                                                                                                    | 5    | -           | -           |  |
|                                          | 3    |          | 任意       | 施設使用者への適切な対応が見込まれるか                                                                                                                         | 5    | -           | -           |  |
|                                          | 4    |          | 任意       | ・施設使用者（長期）の確保に向けた取り組みが見込まれているか<br>〔①いつ頃までに、②どのような事業者等（業種、分野など）を、<br>③どのくらい（何室分）入居させる見込みか<br>・空き室が発生しない取組みが見込まれているか〕                         | 15   | -           | -           |  |
|                                          | 5    |          | 任意       | 施設使用者（短期）の確保に向けた取り組みが見込まれるているか<br>①「サロンスペース」の使用状況見込み（5点）<br>（ひと月に何回程度、どのような人が利用する見込みか）<br>②「交流広場」の使用状況見込み（5点）<br>（ひと月に何回程度、どのような人が利用する見込みか） | 10   | -           | -           |  |
|                                          | 6    |          | 任意       | 施設の目的にあった効果的な活用に向けた独自の方策が示されたか。<br>（甲佐町の新たな産業分野の拠点、町の賑わいを創出する場）                                                                             | 10   | -           | -           |  |
|                                          | 7    |          | 任意       | 施設使用者（長期）の事業活動の支援に係る効果的な方策が示されたか                                                                                                            | 5    | -           | -           |  |
|                                          | 8    |          | 任意       | 施設使用者（長期）同士の連携や交流に係る効果的な方策が示されたか                                                                                                            | 5    | -           | -           |  |
|                                          | 9    |          | 任意       | 施設使用者（長期・短期）と地域住民、地元企業、来訪者との交流や連携などに係る効果的な方策が示されているか                                                                                        | 10   | -           | -           |  |
|                                          | 10   | 第2(1)    | 任意       | 町への企業立地の確実な実施に向けた効果的な方策が具体的に示されたか<br>・ターゲット、業種の選定<br>・マーケティングの手法・視察ツアー、面談に係る手法                                                              | -    | 15          | -           |  |
|                                          | 11   |          | 任意       | 提案内容は目的を達成するために有効か<br>・項目ごとの目標数値は町が期待する効果に見合っているか<br>（項目1）町との面談数<br>（項目2）視察ツアー参加社数<br>（項目3）町への立地表明社数                                        | -    | 15          | -           |  |
|                                          | 12   | 第2(2)    | 任意       | セミナー等の手法は参加者がデジタル人材を創出するために効果的か<br>・セミナーの内容は参加者にとって魅力的であるか<br>・個々の事情を抱える者が参加しやすい配慮がなされているか<br>・セミナーに終わらず個人が自立するためのきめ細かな伴走支援がなされているか         | -    | -           | 15          |  |
|                                          | 13   |          | 任意       | 提案内容は目的を達成するために有効か<br>・目標数値は町が期待する効果に見合っているか。<br>（項目1）セミナーの参加者数（各講座ごと）<br>（項目2）セミナー修了者数<br>（項目3）セミナー終了後に就労者                                 | -    | -           | 15          |  |
| 企画提案力 計                                  |      |          |          |                                                                                                                                             | 70   | 35          | 35          |  |
| 業 務<br>遂行力                               | 14   | 共通       | 様式2～6・任意 | 事業を円滑に進められるような能力を有しているか。<br>①組織体制（様式2）、②実績（様式3）、<br>③担当者の実績（様式4、様式5）、④実施体制（様式6）<br>⑤スケジュール（提案内容との整合性）（任意）                                   | 5    | 5           | 5           |  |
|                                          | 15   |          | 任意       | 提案内容に沿った実施により、成果が実現できるような周知、準備、運営、フォロー等の各業務遂行が期待出来るものか                                                                                      | 5    | 5           | 5           |  |
|                                          | 16   | 第1       | 任意       | 施設運営に係る収支計画が妥当な計画となっているか                                                                                                                    | 20   | -           | -           |  |
| 業務遂行力 計                                  |      |          |          |                                                                                                                                             | 30   | 10          | 10          |  |
| 小計 ①                                     |      |          |          |                                                                                                                                             | 100  | 45          | 45          |  |
| 提案<br>価格                                 | 17   | 第2(1)(2) | 様式8      | 10×提案中の最低見積り金額／見積り金額<br>※便宜上(1)(2)を各5点としているが算定は(1)(2)の計で計算する                                                                                | -    | 5           | 5           |  |
|                                          | 小計 ② |          |          |                                                                                                                                             | 0    | 5           | 5           |  |
| 【単純計】 総合計（③＝①＋②）                         |      |          |          |                                                                                                                                             | 100  | 50          | 50          |  |
| 【割合による計】 最終計<br>（③の第1第2業務の全体に対する割合（4：6）） |      |          |          |                                                                                                                                             | 80   | 60          | 60          |  |

(3) 評価基準

審査委員は1～17の審査項目に対し、次の基準を参考に評価を行う。

| 評価                     | 程度 | ウェイト |
|------------------------|----|------|
| 優秀である／高度な能力を有している 等    | 上  | 10   |
|                        | 中  | 9    |
|                        | 下  | 8    |
| 満足できる／十分な能力を有している 等    | 上  | 7    |
|                        | 中  | 6    |
|                        | 下  | 5    |
| 物足りない／能力が乏しい 等         | 上  | 4    |
|                        | 中  | 3    |
|                        | 下  | 2    |
| 全く満足できない／任せることが不安である 等 |    | 1    |

(4) 評価点数

各審査項目における配点の合計点は200点とし、各審査委員の評価点数の合計（以下「総評価点」という。）が最高の者を第一位の候補者として選定する。

(5) 最低基準点

総評価点が、配点（200点）の6割に満たない場合は、候補者から除外する。

(6) 候補者の選定

審査の結果、総評価点が最高の者を第一位の候補者とする。ただし、本物件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年甲佐町条例第6号）第2条の規定により議会の議決に付さなければならないため、第一位の候補者とは公共施設等運営権事業及び指定管理者事業についてそれぞれ基本協定を締結すると同時に、産業立地・人材養成等業務に係る仮契約を締結する。

指定管理者の指定及び公共施設等運営権の設定について議会の議決を得た場合、運営権事業については実施契約を、指定管理事業については協定を締結し、産業立地・人材養成等業務については本契約を締結する。

(7) 除外要件

- ・提案価格が予定価格を上回る場合は、選定の対象から除外するものとする。
- ・応募者が1者のみの場合、審査の結果においてすべての審査委員の評価点数が最低基準点（120点）を満たすときは、当該提案者を候補者とする。

(8) 総評価点が同点の場合

総評価点が同点の場合は、審査委員ごとに高い評価点を多く得た者を候補者とする。高い評価点の数が同じ場合は、「(2) 審査項目」の「No.10～13」の合計点が高い者を候補者とする。